

様式第13号その1(第11条関係)

5指令10号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長久手市五合池701番地2

氏 名 株式会社大藤

代表取締役 加藤 文彦

令和5年2月15日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和5年2月27日

長久手市長 吉田 一平



取扱一般廃棄物の種類	塵芥(ごみ)
取 扱 業 務	収集及び運搬
業 務 区 域	長久手市全域
許 可 期 間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
条 件 許可変更の状況	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。</li><li>2 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。</li><li>3 尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。</li><li>4 一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。</li><li>5 前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。</li></ol>

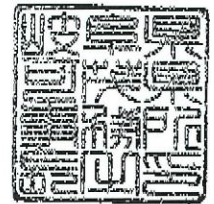
住 所 愛知県長久手市五合池701番地2

氏 名 株式会社大藤  
代表取締役 加藤 文彦

平成28年8月23日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成28年10月 5日

岐阜県可茂県事務所長 佐々木 信英



記

- 1 許可番号 第02100079224号
- 2 許可の有効年月日 平成28年10月 5日 から 平成33年 9月28日 まで
- 3 事業の範囲  
積替え、保管を除く。  
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）  
上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。  
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類  
上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。  
以上 7種類
- 4 許可の条件  
なし

(教示)

- 1 この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服のある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又はロに掲げる日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。  
イ 上記1の審査請求をした場合  
当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長久手市五合池701番地2

氏 名 株式会社 大藤  
代表取締役 加藤 文彦 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀



許可の年月日 平成28年10月14日  
許可の有効年月日 平成33年 9月25日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7品目

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

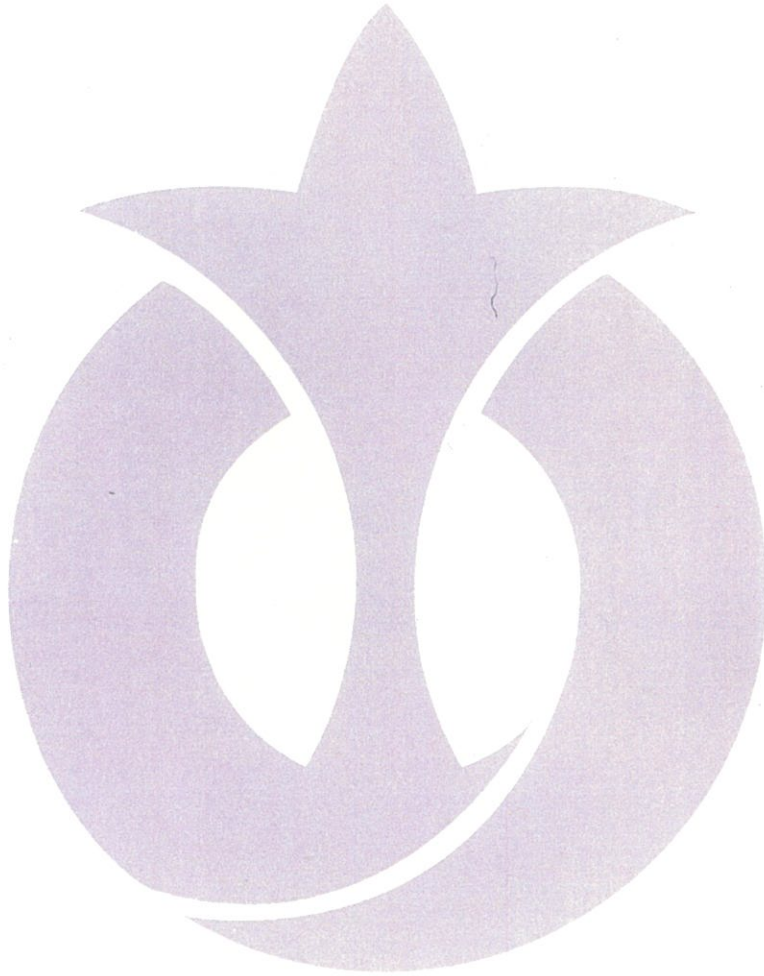
平成13年 9月26日 新規許可  
平成18年11月13日 更新許可  
平成23年10月31日 更新許可  
平成28年10月14日 更新許可

### 5 積替え許可の有無

有 ・  無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無





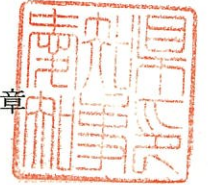
2尾建第43-0708号  
令和 3年 2月18日

長久手市  
五合池701-2

(株)大藤

代表取締役 加藤 文彦 様

愛知県知事 大村 秀章



一般建設業について（許可）

令和 3年 1月26日 付けで申請のありました 一般建設業に  
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり  
許可します。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (般一 2) 第34720号

許 可 年 月 日 令和 3年 2月23日

許 可 の 有 効 期 限 令和 8年 2月22日

許 可 建 設 業 の 種 類

土木工事業  
建築工事業  
とび・土工工事業  
石工事業  
舗装工事業  
解体工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和 8年 1月23日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)